

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動に従事する操縦士の  
航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱いについて

1. 対象者

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機を運航する操縦士

(注：自衛隊機の操縦者は、そもそも航空法上の航空身体検査証明は不要。)

2. 航空身体検査証明に関する措置

2-1 平成 30 年 7 月 10 日より当面の間、1. の対象者のうち、航空身体検査証明の有効期間が満了する者であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、航空身体検査証明を更新することが困難な者については、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、航空法第 28 条第 3 項の許可を受けることで、航空身体検査証明有効期間満了後も、救援活動を行う航空機の操縦を行ってよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・各飛行の実施前に、自らの健康状態について確認を行うこと
- ・運航に影響を及ぼすような心身の異常を認めた場合は、乗務しないこと

2-2 上記の航空法第 28 条第 3 項の許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項(飛行経路、同乗者氏名等)については、記載不要とする。また、あらかじめ申請書を提出することが困難である場合は、電話等により仮の申請手続をできることとする。

3. 本件に係る申請先

(静岡県、長野県、新潟県以东の場合)

東京航空局 保安部 運用課           03-5275-9321 (平日 9:00~17:45)  
090-4931-5111 (平日時間外・休日)

(愛知県、岐阜県、富山県以西の場合)

大阪航空局 保安部 運用課           06-6949-6591 (平日 9:00~17:45)  
090-5963-9643 (平日時間外・休日)

以上